

|  |  |                |
|--|--|----------------|
| 締約国に関する情報<br>S K   | スロバキア<br><br>一般情報  | 附属書 B 1<br>S K |
| 国内官庁の名称  | Industrial Property Office of the Slovak Republic<br>(スロバキア共和国産業財産庁) |                |
| 所在地  | Švermova 43, 974 04 Banská Bystrica 4, Slovakia                      |                |
| 郵便のあて名   | 所在地と同じ   |                |
| 電話番号   | (421-48) 430 01 31   |                |
| 電子メール  | podatelna@indprop. gov. sk   |                |
| インターネット  | http://www. indprop. gov. sk<br>http://www. upv. sk                  |                |
| ファクシミリ装置   | なし   |                |
| 国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？<br>(PCT規則92.4)                   | 受理しない  |                |
| 国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？  | 送付しない  |                |
| 郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？<br>(PCT規則82.1)  | 受理しない  |                |
| 出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2)) | 用意なし   |                |
| スロバキアの国民及び居住者のための管轄受理官庁<br>国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？                    | 欧州特許庁(EPO), WIPO国際事務局<br>又はスロバキア共和国産業財産庁<br>国内官庁に問合せされたい             |                |
| スロバキアが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁                                   | 国内保護: スロバキア共和国産業財産庁<br>欧州特許: 欧州特許庁(EPO)                              |                |
| PCTに基づき取得可能な保護の種類  | 国内: 特許, 実用新案(実用新案は, 国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる)<br>欧州: 特許           |                |

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である: <https://www.wipo.int/en/web/das>

| S K                         | スロバキア (続き)  | S K |
|-----------------------------|---|-----|
| 国内官庁が認める手数料の支払方法            | <p>手数料の支払は次の通貨建で行う：ユーロ (Euro)</p> <p>支払はIndustrial Property Office of the Slovak Republicの口座番号7000060750/8180宛に、次の詳細で行う：</p> <p>銀行名：State Treasury<br/> あて名：Radlinského 32, 810 05 Bratislava<br/> 口座名義人：Depozitný účet ÚPV SR BB<br/> IBANコード：SK49 8180 0000 0070 0006 0750<br/> BICコード：SPSRKBA<br/> 恒常特定記号 (constant symbol)：0558</p> <p>支払者は国内官庁宛の手数料支払通知書に特定されている変動特定記号 (variable symbol) の表示が義務づけられている。</p> <p>維持手数料及び実用新案関係手数料の支払に関する更なる情報は、次を参照されたい：</p> <p><a href="http://www.upv.sk/?patents-maintenance-fees">http://www.upv.sk/?patents-maintenance-fees</a><br/> <a href="https://www.indprop.gov.sk/en/utility-models/utility-models/administrative-fees">https://www.indprop.gov.sk/en/utility-models/utility-models/administrative-fees</a></p> <p>国際出願手数料及び調査手数料 (PCT手数料) は、このタイプの手数料の受領専用である次の口座に支払う：</p> <p>IBAN：SK96 8180 0000 0070 0006 0777<br/> SWIFT：SPSRKBA</p> <p>詳細については次を参照されたい。<br/> <a href="https://www.indprop.gov.sk/en/patents/patents/fees/pct-fees">https://www.indprop.gov.sk/en/patents/patents/fees/pct-fees</a></p> |     |
| 国際型調査に関するスロバキアの規定 (PCT第15条) | <p>法令集No. 435/2001特許法第41条 (a) 及び法令集No. 223/2002政令第23条；法令集No. 517/2007実用新案法第38条 (a) 及び法令集No. 1/2008政令第20条 (b)。</p>   |     |
| 国際公開に基づく仮保護                 | <p>国内特許を目的とする指定の場合：</p> <p>出願人は特許法第13条 (2)、第15条 (1) 及び第15条 (2) の規定に基づき、出願の保護対象である発明に特許が付与されていることを条件として、スロバキア共和国工業所有権庁公報における出願公開の日から、適切な報酬を受ける権利を有する。ただし、これらの権利を第三者に対して主張することは、特許の発効日以降に限られる。</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合：</p> <p>スロバキアにおける仮保護は、次の両方に該当する日から有効となる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国際出願がEPO公用語の1つによって公開された。</li> <li>(2) 請求の範囲のスロバキア語による翻訳文が公衆の利用可能な状態に置かれた。</li> </ol>  |     |

[次頁に続く]

S K

スロバキア (続き)

S K

スロバキアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

## 国内保護について

スロバキアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?

あり (附属書L参照)

欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構 (EP) を参照